

霧島錦江湾国立公園（仮称）

霧島生態系維持回復事業計画

（環境省原案）

平成 年 月 日

農林水産省
環境省

1. 生態系維持回復事業計画の名称
霧島錦江湾国立公園（仮称） 霧島生態系維持回復事業計画
2. 生態系維持回復事業計画の策定者
農林水産省、環境省
3. 生態系維持回復事業計画の計画期間
平成〇年〇月〇日から平成 28 年 3 月 31 日までとする

4. 生態系維持回復事業の目標

霧島錦江湾国立公園（仮称）霧島地域（以下、「霧島地域」という。）は、九州中央山地の南部に位置し、主峰である韓国岳（標高 1,700 メートル）、高千穂峰（標高 1,574 メートル）、新燃岳（標高 1,421 メートル）等の火山群とえびの高原等の山麓部からなる地域である。

本土では 1,500 メートル級山岳の最南端であり、火山地帯であることから植生遷移等の植物研究の歴史は古く、キリシマエビネ、ミヤマキリシマ等のように霧島にちなんだ種名の植物や霧島地域の固有種であるノカイドウ、キリシマミツバツツジ等の希少種も多く、これらの植物は霧島地域の景観要素として非常に重要であるとともに、生物多様性の面からも重要である。

しかし、近年のニホンジカの増加等に伴い、樹木の剥皮、広範囲にわたる林床植生への採食圧による地面の露出による土壌の流失、森林の更新の停滞、ニホンジカの嗜好植物が消失し、非嗜好植物が優占することによる植生の単純化等の生態系、農林業等への影響が生じている。

また、餌付け行為によるニホンジカの人慣れがすすんでおり、行動生態の変化にともなう生態系への影響や人の活動圏への干渉による軋轢等をもたらしかねない状況である。

本事業では、ニホンジカの採食圧による影響の低減、餌付け禁止等を通じて、霧島地域の生態系の維持又は回復を図ることを目標とする。

5. 生態系維持回復事業を行う区域
霧島地域全域

6. 生態系維持回復事業の内容

(1) 生態系の状況の把握及び監視（モニタリング）

地域の生態系を特徴づける植物の生育状況及び攪乱要因であるニホンジカの生息状況を把握するための調査を行い、その動向を定期的に把握及び監視（モニタリング）する。

① 植物の生育状況の把握

森林群落における毎木調査、林床植生調査、湿原における植生調査等を実施し、ニホンジカの影響による植生の変化を経年的に把握する。

② ニホンジカの生息状況の把握

ニホンジカの生息数の推定及び増減傾向の把握を行うための糞粒調査、ライトセンサス調査等並びに個体群の状態を把握するための資料の収集、分析等を経年的に行うとともに、移動ルート及び行動特性を把握するため、発信器の装着による追跡調査等を実施する。

また、霧島地域全域及び周辺地域におけるニホンジカの捕獲数等のデータを集計及び分析する。

(2) 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

人為的介入を行うことが適切かつ効果的な地域において、銃器、くくりわな、囲いわな等によるニホンジカの捕獲及び捕獲個体の処理を実施する。

また、ニホンジカの採食圧から本来の自然植生を守り、回復させるため、林野庁等により、各所において設置されている植生保護柵（防鹿柵）の適切な管理を図り、柵内における自然植生の回復を図る。新たに保護の必要が生じた場所において植生保護柵（防鹿柵）や樹皮保護ネットの設置を行う。

なお、ニホンジカの捕獲、植生保護柵（防鹿柵）の設置等に際しては、公園利用者の安全及び快適性の確保並びに植生及び他の動物への影響を最小限に留めることに努めるとともに、国立公園区域と関連する近隣区域における対策と十分に連携を図り、効果的なものとなるよう適切に取り組むこととする。

(3) 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

ニホンジカによる採食圧等の影響で植生の衰退等が懸念され、生態系の維持に支障が生じている地域においては、上記（1）の生態系の状況の把握及び監視（モニタリング）の状況を踏まえ、絶滅のおそれのある植物種をはじめとする当該地域に生育する植物の生育環境の維持又は回復を図る。

(4) 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

ニホンジカによる採食圧等が減少の主因の一つである、絶滅のおそれがあるノカイドウ等の植物種について、栽培等の保護増殖のための技術開発及び生育域外保全の取組を行う。

(5) 生態系の維持又は回復に必要な普及啓発

生態系の保護の必要性、ニホンジカによる被害状況、捕獲等の対策の必要性、本事業の実施状況、餌付けの禁止等について、インターネット、パンフレット等を活用し、地域住民、公園利用者等に普及啓発を進め、事業への理解と協力を働き掛ける。

(6) 前各号に掲げる事業に必要な調査等に関する事業

事業を適正に評価するためのモニタリング手法、ニホンジカを誘導する柵の設置と組み合わせた捕獲手法等、より効果的な事業実施に関する調査研究、実証試験等を行う。

7. 生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

(1) 生態系維持回復事業計画の評価及び見直しに関する事項

本事業を順応的な考え方のもとに実施していくため、事業の効果、内容等の総括的な検証及び評価を行い、本事業計画の見直しを行うこととする。

(2) 生態系維持回復事業の実施に関連する計画との連携に関する事項

本事業の推進に当たっては、宮崎県及び鹿児島県が策定した特定鳥獣保護管理計画等との整合を図るものとする。

(3) 生態系維持回復事業の実施体制に関する事項

関係行政機関、関係団体等は本事業に係る情報を共有し、連絡調整を図るとともに、連携及び協力して必要な事業を行うものとする。

なお、関係機関等からなる連絡会等を設置し、連携及び協力を図るものとする。